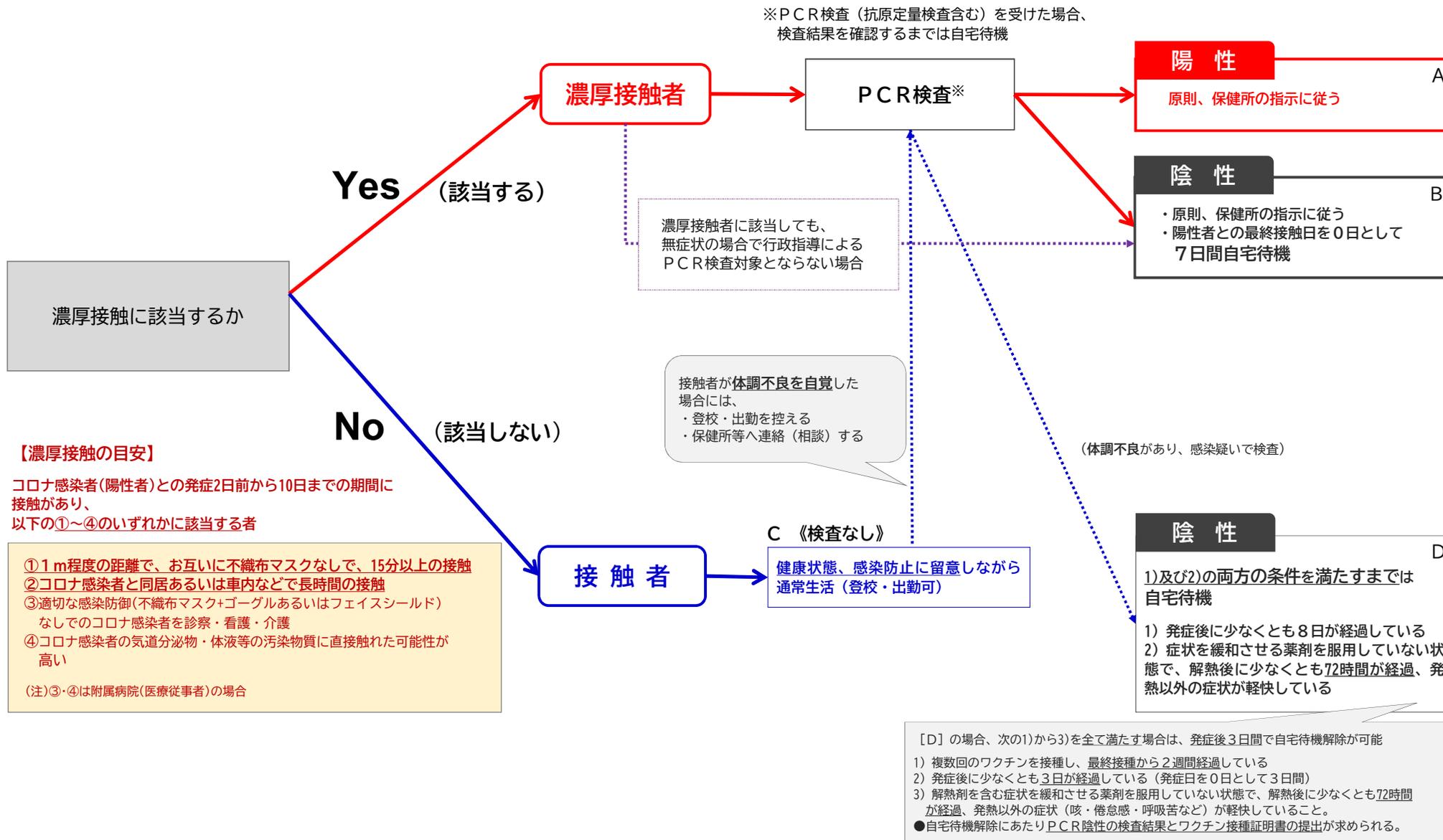


新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応フロー （研究室や事務室で陽性者が出た場合の対応）



新型コロナウイルス感染症（COVID-19） ケース別待機期間・健康観察の目安

2022/2/1現在

「新型コロナウイルス感染症における待機期間等について（通知）」（R3.12.7/R4.1.19一部見直し）より作成

区分		PCR検査*	結果	対応（待機期間等）	健康観察
A	濃厚接触者	○ (検査対象)	陽性	・原則、保健所の指示に従う(入院、自宅待機等)	・健康観察報告フォームにて報告 (最終接触日を0日として10日間継続)
			陰性	・原則、保健所の指示に従う ・陽性者との最終接触日を0日として7日間自宅待機	・健康観察報告フォームにて報告 (最終接触日を0日として10日間継続)
B	無症状の場合で行政指導による検査対象とならない場合	—	・原則、保健所の指示に従う ・陽性者との最終接触日を0日として7日間自宅待機	・健康観察報告フォームにて報告 (最終接触日を0日として10日間継続)	
C	接触者	— (検査なし)	—	【自宅待機不要】 ・健康状態、感染防止に留意しながら登校・出勤可 ・不要不急の外出や会食を控える	・自主的な健康観察(※報告は不要)
D	接触者 ※体調不良を自覚し、登校・出勤を控え、保健所等へ相談した場合	○ (医療機関等で検査実施)	陽性	・原則、保健所の指示に従う(入院、自宅待機等)	・健康観察報告フォームにて報告 (最終接触日を0日として10日間継続)
			陰性	・次の1)及び2)の両方の条件を満たすまでは自宅待機 1) 発症後に少なくとも8日が経過している 2) 症状を緩和させる薬剤を服用していない状態で、解熱後に少なくとも72時間が経過、発熱以外の症状が軽快している。 ただし、次の①～③を全て満たす場合は発症後3日間での自宅待機解除が可能 ①複数回のワクチンを接種し、最終接種から2週間経過している ②発症後に少なくとも3日が経過している(発症日を0日として3日間) ③解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない状態で、解熱後に少なくとも72時間が経過しており、発熱以外の症状(咳、倦怠感、呼吸苦など)が軽快している ※自宅解除にあたり、PCR陰性の検査結果とワクチン接種証明書の提出を求める	・健康観察報告フォームにて報告 発症日2日前(発症日が2日目となるように)から入力し、10日目まで継続

※検査を受けた場合は必ず結果を保健管理センターと所属部局へ報告